

# Weekly Report

第615号  
令和3年8月30日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 住宅ローン控除の特例は契約期間に注意を

消費税率10%が適用される住宅の取得等をした場合に住宅ローン控除の控除期間が13年（通常10年）となる特例は、一定の期間に契約を締結している場合が対象となりますので注意が必要です。

### ◆新築の場合は本年9月末までに契約

住宅ローン控除は、個人が住宅ローン等を利用してマイホームの新築、取得、増改築等をして一定要件を満たす場合に、住宅ローンの年末残高等を基に計算した金額を所得税額から控除できる制度です。

令和3年度税制改正において、住宅ローン控除の控除期間が13年となる特例が延長されていますが、対象となるのは住宅の取得等に係る契約が次の期間内に締結されており、令和4年末までに入居した場合となります。

◎新築（注文住宅）の場合……令和2年10月～令和3年9月までに契約。

◎分譲住宅・中古住宅の取得、増改築等の場合……令和2年12月～令和3年11月までに契約。

### ◆床面積40㎡以上の住宅の取得等も対象

控除期間13年の特例における各年の控除額は、

1～10年目は「住宅ローン等の年末残高（一般住宅は4千万円が上限）×1%」ですが、11～13年目は「年末残高×1%」と「住宅取得等対価の額（税抜、一般住宅は4千万円が上限）×2%÷3」のいずれか少ない金額となります。

なお、上記の延長された特例に該当する場合は、床面積要件が緩和され、40㎡以上50㎡未満である住宅も対象となります。ただし、13年の控除期間のうち、その年分の合計所得金額が1千万円を超える年は控除の適用は受けられません。

## 標準報酬月額の特例改定の延長について

新型コロナの影響による休業で著しく報酬が下がった場合に、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を通常の随時改定（4ヵ月目に改定）によらず翌月から改定できる特例は、本年8月～12月に報酬が急減した方も対象となります。

本特例は、①新型コロナの影響による休業に伴い著しく報酬が下がった月（急減月）が生じている、②急減月に支払われた報酬の総額（1ヵ月分）が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がっている（固定的賃金の変動がない場合も対象）、③特例による改定内容に本人が書面で同意している、を全て満たす場合が対象となります（適用には届出が必要）。

## ★★★9月のチェックポイント★★★

※「健保・厚年の新標準報酬月額決定通知書」が届き、9月分（10月納付）から適用されるので、各人に通知すると共に賃金台帳に転記します。

※9月は10月1日から始まる「全国労働衛生週間」の準備月間。スローガンは「向き合おう！こころとからだの健康管理」です。

※10月からゆうメール等の土曜配達休止になります。速達料金は250gまで290円台⇒260円、1kgまで390円⇒350円など一部値下げになり、9月から260円切手が発売されます。